

# 今治庁舎警備業務委託 仕様書

## 1 業務内容

- (1) 愛媛県東予地方局今治支局敷地内設備の警備
- (2) 愛媛県東予地方局今治支局の夜間、休日における電話交換業務

## 2 勤務日

勤務日は、別添「今治庁舎警備業務委託勤務表」による。

## 2 警備業務

### (1) 警備時間

区分	警備時間	勤務場所
平日	17:15～8:30	1階警備員室とする。
休日	8:30～8:30	

※ 休日とは、愛媛県の休日を定める条例（平成元年3月22日条例第3号）第1条第1項で定められた休日とし、平日はそれ以外の日とする。

### (2) 巡視

巡視は、下記により実施するものとし、火災、盗難の予防には特に注意を払うこと。

#### ア 火災予防

- (ア) 火災の発見と初期消火
- (イ) ガス等の後始末の点検

#### イ 盗難予防

- (ア) 不審者、徘徊者等の発見と排除
- (イ) 侵入盗人の発見と排除
- (ウ) 各室の時間外における窓及び出入口の施錠確認
- (エ) 指定時間における庁舎出入口及び門の開閉等

#### ウ 巡回数

巡回時間帯は、別添「主たる警備業務内容の執務時間表」による。

#### エ その他

- (ア) 各室及び廊下の消灯確認
- (イ) 駐車場の監視
- (ウ) 危険箇所の発見と報告
- (エ) 国旗の管理（6時掲揚、18時降納）※雨天時等は除く

### (3) 常駐場所における警備

- ア 出入り者の確認
- イ 鍵の貸出し、保管管理

### (4) 消防設備等及び防犯設備の監視と異常発生時の対応

- ア 火災報知設備等の表示盤に異常表示がある場合は、直ちに現場に急行し所定の措置を行うこと。
- イ 異常発生時には、直ちに関係機関への通報その他の適切な措置をとること。

### 3 電話交換業務

- (1) 業務時間は、平日08：30から17：15までを除いた時間とする。
- (2) 電話交換業務は、警備室の電話機により行う。
- (3) 電話交換業務は、常に言葉使いに十分注意し、支局の名誉を傷つけないよう親切丁寧に行うこと。
- (4) 電話交換業務を遂行するために必要な指導・教育を十分に行い、業務に支障が生じないように努めること。

### 4 報告

警備業務等の状況について、毎日、業務日誌（所定様式）に所要事項を記載して提出すること。特に異常発生時等は、詳細に状況を記載すること。

### 5 業務実施上の留意事項

- (1) 業務従事者の健康診断書を業務に従事させる日までに、提出すること。また、従事者を変更した場合も同様とする。
- (2) 業務従事者の勤務割表（任意様式）について、毎月、提出すること。
- (3) 業務従事者は、身分証明書を携帯すること。
- (4) 応接に際しては、言葉使い、態度等に特に注意すること。
- (5) 事件等の取り扱い措置にあたっては、緊急やむを得ない場合を除き、努めて支局関係者と協議して処理すること。
- (6) 受注者は、業務従事者の身元、風紀、衛生及び規律の維持について一切の責任を負い、発注者が好ましくないと思えた者は、業務従事者から外すこと。

## 主たる警備業務内容の執務時間表

### 【閉庁日】 8：30～翌 8：30

時 刻	業 務 内 容
9：00	巡視
12：00	巡視
16：00	巡視
18：00	国旗降納（祝日のみ）
20：00	巡視
21：30	巡視
22：00 ～5：30	仮眠時間
6：00	巡視 国旗掲揚（祝日のみ） 新聞仕分け 鍵使用簿・出入者名簿の設置

### 【開庁日】 17：15～8：30

時 刻	業 務 内 容
18：00	国旗降納 正門・副門・正面玄関の施錠 O A ルームの施錠 ガス閉栓の確認 執務室用キーボックス回収、退庁名簿の設置
20：00	巡視 トイレの窓閉扉施錠 庁舎裏口のオートロック設定 裏出入口（タイムズ隣接）の施錠
21：30	巡視
22：00 ～5：30	仮眠時間
6：00	巡視 正門・副門・裏出入口の開扉 ガス開栓（3階のみ） 国旗掲揚 O A ルームの開錠 新聞仕分け 執務室用キーボックス設置

## 警備業務委託勤務表

		日勤	夜勤
4月1日	水曜日		
4月2日	木曜日		▲
4月3日	金曜日		
4月4日	土曜日	▲	▲
4月5日	日曜日		
4月6日	月曜日		▲
4月7日	火曜日		
4月8日	水曜日		▲
4月9日	木曜日		
4月10日	金曜日		▲
4月11日	土曜日		
4月12日	日曜日	▲	▲
4月13日	月曜日		
4月14日	火曜日		▲
4月15日	水曜日		
4月16日	木曜日		▲
4月17日	金曜日		
4月18日	土曜日	▲	▲
4月19日	日曜日		
4月20日	月曜日		▲
4月21日	火曜日		
4月22日	水曜日		▲
4月23日	木曜日		
4月24日	金曜日		▲
4月25日	土曜日		
4月26日	日曜日	▲	▲
4月27日	月曜日		
4月28日	火曜日		▲
4月29日	水曜日		
4月30日	木曜日		▲
小計	(▲)	4	15

		日勤	夜勤
5月1日	金曜日		
5月2日	土曜日	▲	▲
5月3日	日曜日		
5月4日	月曜日	▲	▲
5月5日	火曜日		
5月6日	水曜日	▲	▲
5月7日	木曜日		
5月8日	金曜日		▲
5月9日	土曜日		
5月10日	日曜日	▲	▲
5月11日	月曜日		
5月12日	火曜日		▲
5月13日	水曜日		
5月14日	木曜日		▲
5月15日	金曜日		
5月16日	土曜日	▲	▲
5月17日	日曜日		
5月18日	月曜日		▲
5月19日	火曜日		
5月20日	水曜日		▲
5月21日	木曜日		
5月22日	金曜日		▲
5月23日	土曜日		
5月24日	日曜日	▲	▲
5月25日	月曜日		
5月26日	火曜日		▲
5月27日	水曜日		
5月28日	木曜日		▲
5月29日	金曜日		
5月30日	土曜日	▲	▲
5月31日	日曜日		
小計	(▲)	7	15

		日勤	夜勤
6月1日	月曜日		▲
6月2日	火曜日		
6月3日	水曜日		▲
6月4日	木曜日		
6月5日	金曜日		▲
6月6日	土曜日		
6月7日	日曜日	▲	▲
6月8日	月曜日		
6月9日	火曜日		▲
6月10日	水曜日		
6月11日	木曜日		▲
6月12日	金曜日		
6月13日	土曜日	▲	▲
6月14日	日曜日		
6月15日	月曜日		▲
6月16日	火曜日		
6月17日	水曜日		▲
6月18日	木曜日		
6月19日	金曜日		▲
6月20日	土曜日		
6月21日	日曜日	▲	▲
6月22日	月曜日		
6月23日	火曜日		▲
6月24日	水曜日		
6月25日	木曜日		▲
6月26日	金曜日		
6月27日	土曜日	▲	▲
6月28日	日曜日		
6月29日	月曜日		▲
6月30日	火曜日		
小計	(▲)	4	15

		日勤	夜勤
7月1日	水曜日		▲
7月2日	木曜日		
7月3日	金曜日		▲
7月4日	土曜日		
7月5日	日曜日	▲	▲
7月6日	月曜日		
7月7日	火曜日		▲
7月8日	水曜日		
7月9日	木曜日		▲
7月10日	金曜日		
7月11日	土曜日	▲	▲
7月12日	日曜日		
7月13日	月曜日		▲
7月14日	火曜日		
7月15日	水曜日		▲
7月16日	木曜日		
7月17日	金曜日		▲
7月18日	土曜日		
7月19日	日曜日	▲	▲
7月20日	月曜日		
7月21日	火曜日		▲
7月22日	水曜日		
7月23日	木曜日		▲
7月24日	金曜日		
7月25日	土曜日	▲	▲
7月26日	日曜日		
7月27日	月曜日		▲
7月28日	火曜日		
7月29日	水曜日		▲
7月30日	木曜日		
7月31日	金曜日		▲
小計	(▲)	4	16

### 1. 時間について

日勤…8時30分～17時15分

夜勤…17時15分～翌8時30分

### 2. 勤務日

▲が委託による日とする。

※その他の日は、愛媛県会計年度任用職員による勤務日

### 3. 土日祝の勤務について

土日祝は、日勤と夜勤の連続となり、8時30分から翌日の8時30分(24時間)の勤務とする。